

行事のご案内

2012年度通常総会&記念シンポジウム

◇日時：2012年6月30日（土）13:30～17:00
（総会13:30～14:20・記念シンポジウム14:30～17:00）

◇会場：エル・おおさか 本館 708会議室
（地下鉄谷町線・京阪電鉄「天満橋」駅から土佐堀通りを西へ300m）

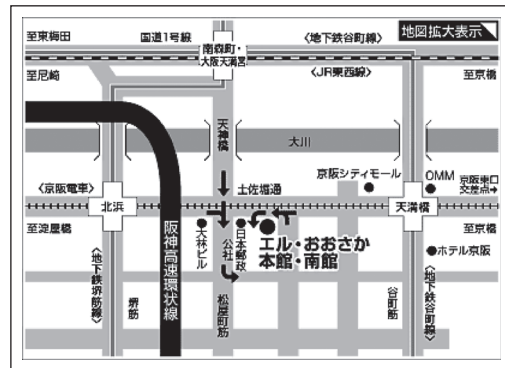
◇内容

第1部：2012年度通常総会

第2部：記念シンポジウム

「新しい消費者被害救済制度とKC'sの役割」

2012年度通常国会に「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度」が提案される予定となっています。総会記念シンポジウムでは、この訴訟制度が導入されたら具体的にどうなるか消費者、事業者各々の視点で考え、イメージを持っていただける内容とします。また、同制度を担うKC's（適格消費者団体）の役割を考えます。



【記念シンポジウム内容】

- ◎2011年度に取り組んだ差止請求活動のまとめ（KC's検討委員長 五條 操 弁護士）
- ◎「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度」の概要説明（KC's常任理事 二之宮 義人 弁護士）
- ◎株セレマ差止訴訟報告（京都消費者契約ネットワーク事務局長 長野 浩三 弁護士）
消費者被害の実例と新制度の対象になりうる具体的な事例を紹介していただきます。
- ◎パネルディスカッション「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について」
「制度そのものについて」「消費者の期待」「適格消費者団体への期待」について
意見交流を行います。会場からの質疑応答もを行います。

コーディネーター： 長野 浩三 弁護士（京都消費者契約ネットワーク事務局長）
 パネリスト： 専門家 五條 操 弁護士（KC's検討委員長）
 二之宮義人 弁護士（KC's常任理事）
 消費者 大橋 明美 さん（KC's検討委員）
 事業者 坊農 昌弘 氏（高見株式会社 常務取締役管理本部長）

●記念シンポジウムは会員以外の方でも参加大歓迎です。
（参加無料・定員100名）

●お問い合わせ・参加申込みは
KC's事務局（電話06-6920-2911、Eメールinfo@kc-s.or.jp）までお願いします。

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西（内閣総理大臣認定 適格消費者団体）

KC's NEWS

No.38
2012.6.20

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1
天満橋千代田ビル2号館2階 TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730
eメール：info@kc-s.or.jp

「消費者基本計画」の「検証・評価」(2011年度)及び計画の見直し に対する意見を2012年5月18日に消費者庁へ提出しました。

消費者庁は「消費者基本計画」の検証・評価及び計画の見直しに係る意見募集を2012年4月27日～5月18日まで行っていました。

KC'sでは消費者基本計画の検証・評価と見直し改定素案に対する意見を5月18日に消費者庁へ提出しました。

「消費者基本計画」*では、毎年度、計画に盛り込まれた具体的施策の実施状況について、検証・評価を行い、検証・評価の結果とそれによって必要となる計画の見直しについて、閣議決定を行い公表し意見を募集することによって、翌年度の施策に確実に反映させることとされています。

※消費者基本法第9条の規定に基づき政府が定める消費者政策の推進に関する基本的な計画。現行の計画は、2010年3月30日に閣議決定されたもの（計画期間は2010年度から2014年度まで）。

消費者基本計画の検証・評価と見直し改定素案に対する意見

消費者支援機構関西2012.5.18提出

素案の具体的施策	意見
③PIO-NETを関係機関に追加配備	今年度中に適格消費者団体へ費用面も含め設置できるよう諸準備をすすめるべき。
「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ	該当箇所を「消費者安全法の一部を改正する法律及びその審議の趣旨を踏まえ」と時期に応じた表現に変更すべき。
特定商品等の預託等取引契約に関する法律等の政省令対応	特定商品等の預託等取引契約に関する法律等の問題点の整理を早期に行い、政省令対応ではなく、法改正を図るべき。

消費者契約法の改正は民法改正と連携して	民法改正待ちになるのではなく、不招請勧誘の禁止・適合性原則の導入、平均的損害算定に関する根拠の開示など消費者契約法の改正を早期に図るべき。
消費者団体訴訟制度の差止対象の拡大	さらに対象法令を拡大すべき。事業者からの取引情報の提供に強制力を適格消費者団体に付与することを検討すべき。
貴金属の買取被害	不招請勧誘の禁止条項を盛り込むべき。
家賃保証会社の遵守事項の整理	家賃債務保証会社への法令遵守等の徹底に加えて、賃貸住宅の借住人の居住の安定の確保を図るため、今年度中に、家賃債務保証業の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講ずるための法案を国会に提出すべき。
住宅リフォーム被害	リフォーム業を営む事業者の登録制度と不招請勧誘の禁止、契約内容がわかる書面の法定と交付を徹底すべき。
マルチ商法への対応	キャッシングや借金を前提とした加入の禁止、ピラミッド型のシステムの禁止、学生の加入禁止を検討すべき。
不当利益はく奪、被害救済制度	集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の早期実現をすべき。 財産の隠匿・散逸防止策、行政による経済的不利益賦課制度の早期導入をすべき。
④「地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ」	→「地域主権改革の理念を踏まえ」と言う考え方を削除。 理由：「消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、……協働の在り方」は、地域住民の意思に基づいて整備されるものではなく、国民生活の安全を確保するために国と自治体が責任を負うことを基本原則にして設計されるものである。「地域主権改革」は、国の責任を棚上げし、自治体とその住民に責任を転嫁するものであり、「地域主権改革」の理念に基づいて行われてはならない。